

山陽小野田市空き家利活用改修補助金交付要綱

令和3年9月16日制定

令和4年4月1日改正

令和6年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、山陽小野田市補助金交付規則（平成17年山陽小野田市規則第53号）別表に規定する空き家利活用改修補助金として、市内に存在する空き家の利活用の促進及び住環境の向上を図ることを目的に、当該空き家の改修をすることに対し、山陽小野田市空き家利活用改修補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 次に掲げる全てに該当するものをいう。

ア 市内に所在し、年間を通して使用実績のない常時無人な状態の建築物で総床面積の2分の1以上が居住の用に供されていたものであること。

イ 建築年数が10年以上経過しているものであること。

ウ 山陽小野田市空き家バンク実施要綱第6条の規定に基づき山陽小野田市空き家バンクに登録されているもの又は登録されていたもの（登録中に売買契約が成立したものに限る。）であること。

エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域外にあるもの又は当該区域内にあり建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3の規定に適合しているものであること。

オ 建築基準法（昭和25年法律第201号）に適合したものであること。

カ 過去にこの補助金の交付を受けていないものであること。

(2) 施工業者 市内に本店、支店、営業所、事務所等を有する法人又は市内に住所を有する個人の事業者をいう。

(3) 改修 空き家の機能又は性能を維持し、又は向上させるため、空き家の全部又は一部の修繕、補修、模様替え、取替え等を行うことをいう。

(4) 暴力団 山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年山陽小野田市条例第18号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。

(5) 暴力団員 暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。
（補助金の交付対象者）

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 当該空き家を購入又は賃貸借する契約を締結した個人で、当該契約を締結した日から1年を経過していないものであること。ただし、災害、病気等のやむを得ない事情があると市長が認めた場合はこの限りではない。

(2) 3親等以内の者から購入し、又は賃貸借する空き家でないこと。

(3) 山陽小野田市税を滞納していないこと。

(4) 当該年度の3月20日（山陽小野田市の休日を定める条例（平成17年山陽小野田市条例第2号。以下「休日を定める条例」という。）第1条に掲げる休日の場合は翌開庁日）までに当該空き家に居住する世帯の全員が当該空き家の所在地を住所として住民登録をし、その世帯の全員又は一部が3年以上居住すること。

(5) 補助対象者を含む当該空き家に居住する全員が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(6) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と補助対象事業に係る契約をしないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助対象事業は、補助対象者が居住の用に供するため、空き家の性能の維持及び向上に係る改修を施工業者に依頼して行う工事とする。ただし、次に掲げる工事を除く。

(1) 補助対象事業に要する費用（消費税及び地方消費税の額を除く。）の合計が10万円に満たないもの

(2) 第9条第1項の規定による交付決定の日より前に、補助対象事業に着手したもの

(3) 第12条に定める期限までに完了報告書の提出ができないもの

- (4) 移動又は取外しが可能な機器又は製品の購入
- (5) 車庫、倉庫等の改修（別棟の場合）
- (6) 改修工事費用以外の費用（設計費、登記費用、仲介手数料、造園及び庭木の剪定並びに除草等の費用、家財道具の運搬及び処分費等）
- (7) 他の制度に基づく補助金等の交付の対象となるもの
- (8) その他法令等で定める事項に違反するもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたもの
（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、補助対象事業に要する費用（消費税及び地方消費税の額を除く。）とする。

（補助金の交付額）

第6条 補助金の交付額は、補助対象経費とし、予算の範囲内において、別表に定める額とする。

（交付の申請）

第7条 補助対象事業を行う補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助対象空き家の売買又は賃貸借契約書の写し
- (2) 補助対象空き家の登記事項証明書の写し
- (3) 補助対象空き家の位置図及び平面図（改修工事箇所を明記）
- (4) 改修工事の施工業者（様式第1号別紙1）
- (5) 補助対象空き家全体及び改修工事前の改修工事箇所の写真（様式第1号別紙2）
- (6) 改修工事の見積書（内訳の記載されたもの）の写し
- (7) 改修工事の設計図等の写し
- (8) 申立書
 - ア 市税関係（様式第2号）
 - イ 業者用暴力団排除関係（様式第3号。確認が必要な場合に限る。）
- (9) 当該空き家への入居前の世帯全員の住民票の写し

(10) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付の決定を行う場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、第7条の規定による申請があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行い、補助対象事業として適切であると認めるときは、補助金の交付を決定し、補助対象者に対し、補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 市長は、審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助金の不交付の決定をしたときは、補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、補助対象者に通知するものとする。

3 補助対象者が、当該会計年度内において、受けることができる補助金の交付の決定は、一の補助対象事業に限るものとする。

(事業の実施)

第10条 前条第1項の規定による通知を受けた補助対象者（以下「補助決定者」という。）は、適切に補助対象事業を実施しなければならない。

(補助対象事業の変更申請等)

第11条 補助決定者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、市へ事前相談を行い、当該変更に係る補助金交付変更申請書（様式第6号。以下「変更申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請については、第7条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「次に掲げる書類」とあるのは、「当該変更に係る書類」と読み替えるものとする。

3 市長は、第1項の変更申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、補助金交付の変更を決定したときは、補助金交付変更決定通知書（様式第7号）により、補助決定者に通知するものとする。

4 第4条及び第8条の規定は、前項の規定により補助金交付の変更を決定する場合に準用する。

(完了報告)

第12条 補助決定者は、補助対象事業が完了したときは、完了報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、その完了の日から起算して30日以内又は当該年度の2月28日（休日を定める条例第1条に掲げる休日の場合は翌開庁日）のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。ただし、第3号に掲げる書類を上記の日までに提出することが困難な場合は、当該年度の3月20日（休日を定める条例第1条に掲げる休日の場合は翌開庁日）までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る施工業者の請負代金請求書(内訳の記載されたもの)及び領収書の写し（未払いの場合は、支払終了後、領収書が発行されてから10日以内に領収書の写しを市長に提出）
- (2) 補助対象事業の改修中及び改修後の写真(様式第8号別紙1及び別紙2)
- (3) 当該空き家への入居後の世帯全員の住民票の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の完了報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行い、補助対象事業が適切に実施されたと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助決定者に対し、補助金交付確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(是正のための措置)

第14条 市長は、前条の規定による審査及び必要に応じて行う現地調査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業について、これに適合させるための措置を補助決定者に対して指示することができる。

- 2 第12条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助対象事業について準用する。この場合において、同条中「2月28日」とあるのは、「3月20日」と読み替えるものとする。

(補助金の請求及び交付)

第15条 補助決定者は、第13条に規定する補助金の額の確定通知を受け、補助金を請求するときは、補助金請求書（様式第10号）を市長に提出しな

なければならない。

2 補助決定者が、前項の規定により補助金を請求するに当たり、その受領を業者に委任する場合は、代理受領委任状（様式第11号）を添えて提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による補助金の請求があったときは、補助決定者又は業者に対し、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第16条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 第3条に定める補助金の交付対象者に該当しないことが判明したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

(4) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 前項の規定は、第13条に規定する補助金の額の確定通知を行った後についても同様とする。

3 市長は、第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により補助決定者に通知するものとする。

4 補助金の交付決定を取り消した場合に生じた損害について、市は賠償の責めを負わないものとする。

（交付申請の取下げ）

第17条 補助決定者は、補助対象事業を中止し、又は廃止するときは、速やかに補助金交付申請取下げ書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前条第2項から第4項までの規定は、前2項の場合について準用する。

（返還命令）

第18条 市長は、第16条の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取

り消した場合において、当該取り消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 前項の規定による返還命令は、補助金返還命令書（様式第14号）により行うものとする。

（関係書類の整備等）

第19条 補助決定者は、補助対象事業の施工及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

（報告、検査及び指示）

第20条 市長は、必要があると認めるときは、補助決定者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の施工に関し必要な指示をし、又は前条の帳簿その他関係書類を検査することができる。

2 市長は、前項の検査等の結果、必要があると認めるときは、補助決定者に対して必要な措置を講ずるよう指導することができる。

（関係法令の遵守）

第21条 補助決定者は、補助対象事業を実施するに当たり、法令等を遵守するとともに、関係機関及び関係部署と十分協議を行いその指示に従わなければならない。

2 前項の規定は、補助対象事業が完了した後においても同様とする。

（雑則）

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

空き家に入居する世帯の状況		補助率	補助金の上限額
空き家に入居する世帯が市外から転入する場合	15歳未満の者がいる世帯	1 / 2	100万円
	上記以外の世帯	1 / 2	50万円
空き家に入居する世帯が市内に転居する場合	15歳未満の者がいる世帯	1 / 3	50万円
	上記以外の世帯	1 / 3	25万円

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てた額とする。

※空き家に入居する世帯の状況において、年齢は交付を申請する年度の4月1日時点の年齢とする。

年 月 日

山陽小野田市長 宛

住所

申請者 ふりがな 氏名

電話

生年月日 年 月 日

補助金交付申請書

山陽小野田市空き家利活用改修補助金交付要綱第7条の規定に基づき補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

事業実施場所 (空き家所在地)	山陽小野田市			
入居者	※入居者全員の氏名・生年月日・続柄を記入してください。			
世帯の状況	<input type="checkbox"/> (4/1 現在) 15歳未満の者がいる		<input type="checkbox"/> 市外から転入	
改修の内容 (具体的に)				
事業費総額 (税抜見積額)	改修に要 する経費	円	補助対象 経費	円
補助金申請額	円 (交付を受けようとする補助金の額)			
事業実施期間	年 月 日～		年 月 日	

誓約事項等

私は、空き家利活用改修補助金の交付申請に際し、次の事項について誓約するとともに、補助要件を審査するために調査されることに同意します。

- 1 申請書記載事項に偽りはありません。
- 2 空き家の所有者と3親等以内の親族でないこと。
- 3 暴力団員でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- 4 本申請の補助事業の施工業者が、暴力団若しくは暴力団員であったこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有したことが判明したときは、補助金を返還すること。
- 5 補助事業を実施する空き家に世帯の全員又は一部が、3年以上居住すること。
- 6 補助事業の実施に当たり、他の補助金等の交付を受けないこと。

_____年__月__日

申請者氏名 _____

※申請者本人が必ず署名してください。

※添付書類

市確認欄

- | | |
|------------------------------|--------------------------|
| ①補助対象空き家の売買又は賃貸借契約書の写し | <input type="checkbox"/> |
| ②補助対象空き家の登記事項証明書の写し | <input type="checkbox"/> |
| ③補助対象空き家の位置図及び平面図（改修工事箇所を明記） | <input type="checkbox"/> |
| ④補助対象空き家全体及び改修工事前の改修工事箇所の写真 | <input type="checkbox"/> |
| ⑤改修工事の施工業者（様式第1号別紙1） | <input type="checkbox"/> |
| ⑥改修工事の見積書（内訳の記載されたもの）の写し | <input type="checkbox"/> |
| ⑦改修工事の設計図等の写し | <input type="checkbox"/> |
| ⑧空き家バンク改修事業に係る承諾書（賃貸借の場合のみ） | <input type="checkbox"/> |
| ⑨申立書（滞納のないことの確認） | <input type="checkbox"/> |

※15歳未満の者がいる場合、及び空き家に市外から転入する場合は、完了報告時に入居後の世帯全員の住民票の写しを提出していただきます。

※事業費は、消費税及び地方消費税を除いた金額を記入してください。

様式第 1 号別紙 1

施 工 業 者 1	住所又は 所在地	〒 ー 山陽小野田市			
	名 称 代表者			電話	
見積金額 (税抜)		改修に要 する経費	円	補助対象 経費	円
改修の内容 (具体的に)					

施 工 業 者 2	住所又は 所在地	〒 ー 山陽小野田市			
	名 称 代表者			電話	
見積金額 (税抜)		改修に要 する経費	円	補助対象 経費	円
改修の内容 (具体的に)					

施 工 業 者 3	住所又は 所在地	〒 ー 山陽小野田市			
	名 称 代表者			電話	
見積金額 (税抜)		改修に要 する経費	円	補助対象 経費	円
改修の内容 (具体的に)					

施 工 業 者 4	住所又は 所在地	〒 ー 山陽小野田市			
	名 称 代表者			電話	
見積金額 (税抜)		改修に要 する経費	円	補助対象 経費	円
改修の内容 (具体的に)					

様式第1号別紙2 空き家全体及び改修工事前の改修工事箇所の写真

- 改修工事着手前の写真を枠内に貼ってください。
※改修工事中、改修工事後の写真（完了届時に必要）と比較します。
周辺の状況が分かるように撮影してください。
- 右側に写真の説明及び撮影日を記載してください。
※例：台所リフォーム施工前
- 写真の裏には、申請者名を記載してください。
- 台紙が不足する場合は、コピーしてください。

改修工事前写真

改修工事前写真

改修工事前写真

Blank area for pasting photos and providing descriptions, with horizontal dashed lines for text entry.

申 立 書

（市税関係）

年 月 日

山陽小野田市長 宛

私は、山陽小野田市空き家利活用改修補助金の交付を受けるに当たり、市税について滞納がないことを申し立てます。

なお、市税滞納の有無の確認について、担当課での調査に同意します。

空き家所在地 山陽小野田市

申 立 者 住 所

ふりがな
氏 名

生年月日 年 月 日（ 歳）

※市外に居住している者は、住民票を添付

税 務 課	課長	課長補佐	係長	担当	確 認 欄
収 納 係					市税滞納の有無 <input type="checkbox"/> あ り <input type="checkbox"/> な し <input type="checkbox"/> 賦課なし <input type="checkbox"/> な し
特 記 事 項					

申立書

（業者用暴力団排除関係）

施工業者は、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係にないことを申し立てます。

なお、山陽小野田市が、空き家利活用改修補助金の交付を受ける申請者への審査を行うに当たり、この申立書の内容が事実であることを確認するため、関係機関に照会することに同意します。

山陽小野田市長 宛

年 月 日

○施工業者

所在地 山陽小野田市

名称

代表者 役職・ふりがな氏名

代表者住所

代表者生年月日 年 月 日

様

山陽小野田市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった空き家利活用改修補助金については、下記のとおり決定したので、山陽小野田市空き家利活用改修補助金交付要綱第9条第1項の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 交付条件
 - (1) この補助金は、山陽小野田市空き家利活用改修補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用しないこと。
 - (2) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、速やかに市長の決定又は指示を受けること。
 - ア 内容を変更するとき（市長が認める軽微な変更の場合を除く。）。
 - イ 中止するとき。
 - ウ 予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。
 - (3) 対象事業が完了したときは、完了の日から20日を経過した日又は当該年度の3月20日のいずれか早い日（その日が山陽小野田市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、市の休日の翌日）までに、除却完了報告書（様式第13号）を提出すること。
 - (4) 市長が必要があると認めるときは、職員に書類等の検査をさせ、又は工事の執行状況について実地検査をさせることがあること。
 - (5) 山陽小野田市空き家利活用改修補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消すことがあること。
 - (6) 補助金交付額は、補助対象経費の確定により変更する場合があること。

第 号
年 月 日

様

山陽小野田市長

補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった空き家利活用改修補助金については、
不交付の決定をしたので山陽小野田市空き家利活用改修補助金交付要綱第 9 条第 2
項の規定により通知します。

記

不交付の理由

山陽小野田市長 宛

申請者 住所

氏名

電話

補助金交付変更申請書

年 月 日付け 第 号により、空き家利活用改修補助金の交付決定を受けた補助事業について、下記のとおり内容を変更したいので、山陽小野田市空き家利活用改修補助金交付要綱第11条第1項の規定により申請します。

記

補助事業の実施場所	山陽小野田市	
施工業者	住所	
	名称	
変更の理由		
変更の内容		
補助対象経費	変更前 円	変更後 円
補助金交付申請額	変更前 円	変更後 円
事業実施期間	変更前 ～ 年 月 日 年 月 日	変更後 ～ 年 月 日 年 月 日

※施工業者が2者以上の場合は、別紙に記入し、本変更申請書には合計経費と工期を記入すること。

※変更後の見積書の写しを添付してください。

第 号
年 月 日

様

山陽小野田市長

補助金交付変更決定通知書

年 月 日付けで変更の申請のあった空き家利活用改修補助金については、下記のとおり変更の決定をしたので、山陽小野田市空き家利活用改修補助金交付要綱第11条第3項の規定により通知します。

記

1 変更の内容

2 変更後の補助金の交付決定額 金 円

山陽小野田市長 宛

報告者 住所

氏名

電話

完了報告書

年 月 日付け 第 号により、補助金の交付（変更）決定通知があった件について、補助事業が完了したので、山陽小野田市空き家利活用改修補助金交付要綱第12条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

事業実施場所 (空き家所在地)	山陽小野田市			
事業費総額 (税抜見積額)	改修に要 する経費	円	補助対象 経費	円
補助金の 交付決定額	円			
事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日			

※添付書類

市確認欄

- ①補助対象事業に係る施工業者の請負代金請求書(内訳の記載されたもの)
- ②領収書の写し(未払いの場合は、支払終了後、領収書が発行されてから10日以内に領収書の写しを市長に提出)
- ③補助対象事業の改修中及び改修後の写真(様式第8号別紙1・別紙2)
- ④当該空き家への入居後の世帯全員の住民票の写し

※事業費は、消費税及び地方消費税を除いた金額を記入してください。

様式第 8 号別紙 1 改修工事中の改修工事箇所の写真

- 改修工事中の写真を枠内に貼ってください。
※改修工事前、改修工事後の写真と比較します。
周辺の状況が分かるように撮影してください。
- 右側に写真の説明及び撮影日を記載してください。
※例：台所リフォーム施工中
- 写真の裏には、申請者名を記載してください。
- 台紙が不足する場合は、コピーしてください。

改修工事中写真

改修工事中写真

改修工事中写真

Horizontal dashed lines for photo placement and vertical dashed lines for photo descriptions.

様式第 8 号別紙 2 改修工事後の改修工事箇所の写真

- 改修工事後の写真を枠内に貼ってください。
※改修工事前、改修工事中の写真と比較します。
周辺の状況が分かるように撮影してください。
- 右側に写真の説明及び撮影日を記載してください。
※例：台所リフォーム施工後
- 写真の裏には、申請者名を記載してください。
- 台紙が不足する場合は、コピーしてください。

改修工事後写真

改修工事後写真

改修工事後写真

Horizontal dashed lines for photo placement and vertical dashed lines for photo descriptions.

様

山陽小野田市長

補助金交付確定通知書

年 月 日付けで完了報告のあった空き家利活用改修補助金については、下記のとおり額の確定をしたので、山陽小野田市空き家利活用改修補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

記

1 確定補助金額 金 円

2 請求期限 年 月 日

3 注意事項

- (1) この補助金は、山陽小野田市空き家利活用改修補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用しないこと。
- (2) 市長が必要があると認めるときは、職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせることがあること。
- (3) 誓約事項を履行しないとき、又は山陽小野田市空き家利活用改修補助金交付要綱の規定に違反したときは、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めることがあること。

山陽小野田市長 宛

請求者 住所

氏名

電話

補助金請求書

令和 年 月 日付け山生第 号により、補助金額確定の通知があった空き家利活用改修補助金について、山陽小野田市空き家利活用改修補助金交付要綱第15条第1項の規定に基づき請求します。

請求額 金 円

振込先

どちらか一方を御記入ください。	金融機関 (ゆうちょ銀行以外)	金融機関名		支店名					
		銀行 金庫 組合	本店 支店 支所 出張所						
	ゆうちょ銀行	預金種目		口座番号(右づめ)					
		普通(総合) ・ 当座							
	店番	番号(右づめ)							
	フリガナ								
	口座名義人								

※補助金の受領を施工業者へ委任される場合、振込先の記入は必要ありません。

※預金種目の欄は、該当する方を○で囲んでください。

山陽小野田市長 宛

代理受領委任状

委任者（補助金交付決定者）

住所

氏名

下記の者を代理人と定め、山陽小野田市空き家利活用改修補助金交付要綱第15条第2項の規定による補助金の受領に関する一切の権限を委任します。

受任者（解体業者）

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者

口座振替申出書

山陽小野田市会計管理者 宛

口座振込申出者（受任者）

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者

上記空き家利活用改修補助金の受領については、下記金融機関の口座に振り込んでください。

どちらか一方を御記入ください。	金融機関 (ゆうちょ銀行以外)	金融機関名		支店名					
		銀行	本店	金庫	支店	組合	支所	出張所	
	預金種目		口座番号(右づめ)						
	普通(総合)・当座								
ゆうちょ銀行	店番	番号(右づめ)							
フリガナ									
口座名義人									

※受任者と口座振替申出者は、必ず同一となります。

様式第 1 2 号 (第 1 6 条関係)

第 号
年 月 日

様

山陽小野田市長

補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした空き家利活用改修補助金について、交付決定の一部 (全部) を取り消したので、山陽小野田市空き家利活用改修補助金交付要綱第 1 6 条第 3 項の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金交付決定取消額 金 円
- 3 取消しの理由

様式第13号（第18条関係）

年 月 日

山陽小野田市長 宛

申請者 住所

氏名

電話

補助金交付申請取下げ書

年 月 日付け 第 号により、空き家利活用改修補助金の交付決定を受けた補助事業について、下記のとおり申請を取り下げます。

記

1 補助事業の実施場所

山陽小野田市 _____

2 取下げの理由

様式第14号（第19条関係）

第 号
年 月 日

様

山陽小野田市長

補助金返還命令書

年 月 日付で交付した空き家利活用改修補助金について、山陽小野田市空き家利活用改修補助金交付要綱第18条の規定により補助金の返還を請求します。

記

- 1 返還すべき補助金額 金 円
- 2 返還期限 年 月 日まで
- 3 返還事由
- 4 その他特記事項